令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業

第７回事業再構築補助金「通常枠」

建物費　機械装置・システム構築費（リース料を含む）　外注費

技術導入費　専門家経費　運搬費　クラウドサービス利用費

知的財産権等関連経費　広告宣伝・販売促進費　研修費

事業の再構築に挑戦する皆様へ

補助率2/3
（※6,000万円超は1/2）

最大8,000万円まで補助

企業の思い切った事業再構築を支援

事業再構築補助金のメリット

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

20220803

令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業

経費の2/3を（※6,000万円超は1/2）最大8,000万円まで補助します

申請締め切り日
令和4年
9月30日（金）

例えばこんな活用例があります

飲食業：喫茶店経営

飲食スペース縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業：衣服販売業

衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態変換

製造業：半導体製造装置部品製造

半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始

運輸業：タクシー事業

新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料の宅配サービスの開始

建設業：土木造成・造園

自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入

情報処理業：画像処理サービス

映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始

お問い合わせは下記まで

弁理士法人坂本国際特許商標事務所
〒160-0004　東京都新宿区四谷2丁目13番地 大和屋ビル
TEL: 03-5919-3041（代表）
E-mail: tsakamoto@sakamotopat.com
事務所: www.sakamotopat.com　知財パーク: www.chizaipark.com